

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 7 年 2 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 7 年 2 月 2 5 日（火曜日）午後 1 時 2 5 分～午後 2 時 2 0 分 2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 4 名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員、萩谷直美委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 4 号 守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について （2）議案第 5 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会教育長の任命について、令和 6 年度守谷市一般会計補正予算（第 8 号）（教育委員会所管分）及び令和 7 年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分） 【協議事項】 無し 【報告事項】 （1）報告第 1 号 守谷市学校教育改革推進プランの見直しについて （2）報告第 2 号 守谷市 1 人 1 台端末の利活用に係る計画について （3）報告第 3 号 令和 7 年度守谷市総合教育支援センター職員について （4）報告第 4 号 守谷市立小中学校適正配置基本計画（案）につい

	てのパブリック・コメント実施結果について
4 今後の状況	次回は、令和7年3月13日（木曜日）午後4時から臨時教育委員会、定例教育委員会は、令和7年3月26日（水曜日）午後1時30分から開催予定

令和 7 年 2 月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年2月25日（火）

午後 1 時 3 0 分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和7年2月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年2月25日（火）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 4 号 守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

議案第 5 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会教育長の任命について、令和6年度守谷市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会所管分）及び令和7年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告 1 号 守谷市学校教育改革推進プランの見直しについて

報告 2 号 守谷市1人1台端末の利活用に係る計画について

報告 3 号 令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について

報告 4 号 守谷市立小中学校適正配置基本計画（案）についてのパブリック・コメント実施結果について

6 その他

議案 4 号

守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河 原 健
令和 7 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き行政手続における押印の見直しが求められていることを受け、様式から印を削るものです。

守谷市教育委員会訓令第 号

守谷市立学校職員服務規程（昭和63年守谷町教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

守谷市教育委員会教育長職務代理者 河 原 健

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中

作成課所	所属長印	本人印

「
を
作成課所
に改める。
」

様式第3号、様式第4号の2、様式第5号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第12号及び様式第13号中「㊟」を削る。

様式第14号中「本籍地」及び「印」を削る。

様式第16号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

守谷市立学校職員服務規程新旧対照表

改 正	現 行
<u>様式第1号（第4条関係）</u> 【別記1】 <u>様式第2号（第5条関係）</u> 【別記3】 <u>様式第3号（第6条関係）</u> 【別記5】 <u>様式第4号の2（第7条の2関係）</u> 【別記7】 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 【別記9】 <u>様式第8号（第10条関係）</u> 【別記11】 <u>様式第9号（第13条関係）</u> 【別記13】 <u>様式第10号（第15条関係）</u> 【別記15】 <u>様式第11号（第16条関係）</u> 【別記17】 <u>様式第12号（第17条関係）</u> 【別記19】 <u>様式第13号（第18条関係）</u> 【別記21】	<u>様式第1号（第4条関係）</u> 【別記2】 <u>様式第2号（第5条関係）</u> 【別記4】 <u>様式3号（第6条関係）</u> 【別記6】 <u>様式4号の2（第7条の2関係）</u> 【別記8】 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 【別記10】 <u>様式第8号（第10条関係）</u> 【別記12】 <u>様式第9号（第13条関係）</u> 【別記14】 <u>様式第10号（第15条関係）</u> 【別記16】 <u>様式第11号（第16条関係）</u> 【別記18】 <u>様式第12号（第17条関係）</u> 【別記20】 <u>様式第13号（第18条関係）</u> 【別記22】

議案	4号
頁数	4

様式第14号（第20条関係）

【別記23】

様式第16号（第22条関係）

【別記25】

様式第14号（第20条関係）

【別記24】

様式第16号（第22条関係）

【別記26】

議案第 5 号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(守谷市教育委員会教育長の任命について、令和6年度守谷市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分)及び令和7年度守谷市一般会計予算(教育委員会所管分))

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 守谷市教育委員会教育長の任命について P 2～P 4
- 2 令和6年度守谷市一般会計補正予算(第8号) 教育委員会所管分
 - (1) 継続費補正 P 5
 - (2) 繰越明許費 P 6
 - (3) 債務負担行為 P 7
 - (4) 歳入予算 P 8
 - (5) 歳出予算 P 9～P 11
- 2 令和7年度守谷市一般会計予算 教育委員会所管分
 - (1) 令和7年度予算額案の概要 P 12～P 14

令和 7 年2月25日 提出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教育長職務代理者 河原 健
令和 7 年2月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出するものです。

議 案	頁 数
5 号	1

報告第1号

守谷市学校教育改革推進プランの見直しについて

上記のことについて、別紙のとおり令和7年度は取り組むべき5つの施策から4つの施策に整理し改訂することを報告いたします。

令和7年2月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者
河原 健

報告	頁数
1号	1

守谷市総合計画

- ・ 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
- ・ 豊かな心を育て、身体を鍛え、健康なまちをつくります。
- ・ 教育文化を高め、個性を伸ばし、潤いのあるまちをつくります。
- ・ 明るい家庭を築き、決まりを守り、平和なまちをつくります。
- ・ 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

茨城県教育プラン

茨城県学校教育指導方針

守谷市総合計画

守谷市の教育目標

新しい時代をたくましく生きぬく
人づくりを目指して

- 1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間の育成
- 2 地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間の育成
- 3 自らが考え行動する、個性と想像力が豊かな人間の育成
- 4 心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間の育成
- 5 持続可能な社会の担い手として、環境や社会的な課題について解決を図っていく人間の育成

国の改革に対応するとともに本市の実状を踏まえ、市民の要望に応える「教育施策」を実施することで、「家庭・地域発の教育の取組」を誘発し、市民自らが子どもの教育に関わっていく教育システムの実現を目指す。

教育改革の推進

重点施策

取り組むべき重点課題と重点施策

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心を育む教育の推進
- 3 健康と体力を育む教育の推進
- 4 地域とともにある学校づくり

守谷市教育目標

新しい時代を生きぬく人づくり

I

確かな学力の育成

確かな学力の育成のためには「主体的・対話的で深い学び」をととして、児童生徒が自ら学習する喜びを実感して、学び続けることが大切です。学校は学習指導要領に基づき、確かな学力の育成に努めます。また、地域や児童生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを積極的に進めます。

II

豊かな心を育む教育の推進

誰もが安心・安全に過ごし、自分らしく輝けるよう、多様性を認め、他人を思いやる心や倫理観、責任感等の育成を図り、心豊かな児童生徒を育てます。

III

健康と体力を育む教育の推進

「食に関する指導」や「体力づくり」等の一貫した取組を進め、健やかな児童生徒を育てます。また、子どもたちを取り巻く豊かな環境づくりのために、学校の教職員の「心身の健康」は欠かせません。安全確保のための万全な体制をつくり、児童生徒、教職員を含む健やかな身体を育む学校づくりを目指します。

IV

地域とともにある学校づくり

学校は積極的に情報を公開することで、信頼される学校づくりを進めるとともに、家庭・地域と連携し、子どもたちを共に育むコミュニティスクールの構築を推進します。

令和6年度～「もりやビジョン 2024 ニューノーマル2」

令和4年度～「未来の教育もりやビジョン 2022、2023」

令和元年度～ 守谷市学校教育改革プラン(第一次、第二次、第三次)

報告 頁数

1号 2

令和6年度 守谷市学校教育全体構造図

教育プランの目指す教育システム

国の改革に対応するとともに本市の実状を踏まえ、市民の要望に応える「教育施策」を実施することで「家庭・地域発の教育の取組」を誘発し、市民自らが子どもの教育に関わっていく教育システムの実現を目指す。

守谷市総合計画

守谷市の教育目標

守谷市学校教育プラン
守谷市学校教育改革プラン

茨城教育プラン

茨城県学校教育指導方針

守谷市総合計画

エンゼルサポートプラン

・水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
・豊かな心を育て、身体を鍛え、健康なまちをつくります。
・教育文化を高め、個性を伸ばし、潤いのあるまちをつくります。
・明るい家庭を築き、決まりを守り、平和なまちをつくります。
・互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して

- 1 思考力、創造力に富み、正しく判断して実行する人間の育成
- 2 個性を伸ばし、豊かな心を備えた、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につけた人間の育成
- 3 生涯にわたって、知識や教養を磨き、社会の発展に貢献する人間の育成
- 4 家庭・地域の教育力を高め、互いに助け合い、学び合う人間の育成

取り組むべき重点課題と重点施策

範囲：学校教育を中心に、家庭、地域の教育力の向上に関する施策

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- 3 健康と体力をはぐくむ教育の推進
- 4 新しい時代に対応した教育の推進
- 5 開かれた学校づくりと学校・家庭・地域社会等との連携

I ステップアップ プラン

II ハートフォーヒューマン プラン

III ヘルス&フィジカル プラン

IV ニューゼネレーション プラン

V パートナースhip プラン

新しい時代をたくましく生きぬく人づくり

令和6年度 守谷市学校教育プラン

I ステップアップ プラン（確かな学力の育成）

児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育にとって最重要課題です。確かな学力の育成のためには、「主体的・対話的で深い学び」をとおして、児童生徒が自ら学習する喜びを実感して、学び続けることが大切です。学校は学習指導要領に基づき、確かな学力の育成に努めます。また、地域や子どもの実態に応じた特色ある学校づくりを積極的に進めます。

- ◎ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と指導法の工夫改善
- ◎ 言語活動の充実及び主体的・対話的で深い学びによる思考力・判断力・表現力の育成と学習意欲の向上
- ◎ 個に応じた教育の積極的な推進
- ◎ 9年間を見通した学習習慣・言語スキルの確立
- ◎ 特別支援教育の充実

III ヘルス&フィジカル プラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）

子どもたちの体力低下が著しいといわれています。その解決のために、「食に関する指導」や「体力づくり」等の一貫した取組を進め健やかな児童・生徒を育てます。また、子どもたちの安全は教育活動を支える最重要課題であります。安全についての考え方を子どもたちに周知徹底するとともに、安全確保のための万全な体制をつくり、安全安心の学校づくりを目指します。

- ◎ 体力の向上
- ◎ 健康教育の充実
- ◎ 危機管理体制の確立と安全教育の実施
- ◎ 食に関する指導の充実

V パートナースhip プラン（開かれた学校づくりと家庭・地域等の連携）

児童生徒にとって、学校・家庭・地域は大切な学びの空間です。いま、それぞれの独自性を生かしながら連携していくことが望まれています。学校は積極的に情報を公開することで、信頼される学校づくりを進めるとともに、家庭・地域と連携し、みんなで子どもたちを育む教育のシステムづくりを推進します。

- ◎ 地域社会への授業公開と積極的な情報発信
- ◎ 特色ある学校づくりの推進
- ◎ 地域と連携した中学校区による生徒指導体制の確立
- ◎ 地域ボランティアとの連携による登下校時の児童生徒の安全確保体制の確立
- ◎ 「学校運営協力員会議」の充実と学校評価の活用

II ハートフォーヒューマン プラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）

近年、規範意識や道徳性の欠如等の問題が叫ばれています。こうした問題の解決のため、他人を思いやる心や倫理観、責任感等の育成を図り、心豊かな児童・生徒を育てます。

- ◎ いじめを生まない人間関係づくりと組織的な早期発見、早期対応及び措置
- ◎ 基本的行動様式の徹底指導と基本的生活習慣の確立
- ◎ 道徳教育の充実と豊かな人間性の育成
- ◎ 児童生徒一人一人の思いや願いへ寄り添い、「ゼロトレランス」の考えを取り入れた生徒指導体制の構築
- ◎ 一人一人を大切に、明るい社会を築こうとする人権教育を推進します。
- ◎ 教育相談体制の充実

IV ニューゼネレーション プラン（新しい時代に対応した教育の推進）

21世紀を生きる子どもたちには、新しい時代に対応した教育が必要です。守谷市においては、子どもたちが自らの力で将来を切り開いていくために必要な、外国語教育・情報教育・環境教育・キャリア教育の充実を図ります。

- ◎ 外国語教育及び国際教育の充実と英語で発信し合える児童生徒の育成。
- ◎ 情報教育の推進とコンピュータ活用能力の向上
- ◎ 環境教育の推進
- ◎ キャリア教育の推進

R01 年度～ 守谷市学校教育改革プラン(第一次、第二次、第三次)

- 1-1 守谷型カリキュラム・マネジメント
- 1-2 市・学校いじめ対策本部の設置
- 1-3 プログラミング教育の先取り
- 1-4 中央図書館との連携による学校図書館の充実
- 2-1 小学校教科担任制による授業の充
- 2-2 タブレット・ヒューマンプラン
- 2-3 スクールスタッフの増員
- 2-4 チャレンジ検定プラン
- 3-1 守谷型 GIGA スクール構想
- 3-2 もりやハートウォーミングプラン
- 3-3 もりやニューノーマルプラン

報告 頁数

1 号 3

R04 年度～「未来の教育もりやビジョン 2022.2023.2024」

報告第2号

守谷市1人1台端末の利活用に係る計画について

上記について、別紙にて報告いたします。なお、計画書については、令和6年度中に守谷市ホームページにて公開いたします。

令和7年2月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者
河原 健

報 告	頁 数
2号	1

公立学校情報機器整備事業に係る計画

茨城県守谷市

報 告	頁 数
2 号	2

守谷市端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6,044 人	6,075 人	6,047 人	5,939 人	5,846 人
② 予備機を含む 整備上限台数	6,950 台	6,986 台	4,656 台	2,168 台	—
③ 整備台数 (予備機除く)	—	2,000 台	2,055 台	1,884 台	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	2,000 台	2,055 台	1,884 台	—
⑤ 累積更新率	—	32.9%	67.0%	100.0%	—
⑥ 予備機整備台数	—	300 台	308 台	282 台	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	300 台	308 台	282 台	—
⑧ 予備機整備率	—	15.0%	15.0%	15.0%	—

※上記①～⑧の未到来年度等（令和 7 年度以降）にあつては推定値

（端末の整備・更新計画の考え方）

- ・ GIGA 第 1 期では、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて端末整備している。
- ・ 使用開始から 5 年以上経過した 1 人 1 台端末について、その時の児童生徒数に応じて調達を行う。
- ・ 令和 2 年度整備端末（全体の約 3 分の 2）は、中学校全生徒及び小学校 4 学年以上の児童を対象とし、令和 3 年度整備端末（全体の約 3 分の 1）は、小学校 3 学年以下の児童を対象にしている。
- ・ 令和 7 年度に導入後 5 年を経過する令和 2 年度整備端末のうち、全中学校生徒（及び予備機）を対象に更新開始し、令和 8 年度に全小学校 4 学年以上の児童、令和 9 年度に全小学校 3 学年以下の児童を対象として、いずれも導入後 6 年経過時に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 6,918 台

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 ： 6,918 台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年度中 処分事業者の選定

令和 9 年以降 使用済端末の事業者への引き渡し

※上記スケジュール以降、令和 1 0 年度まで 3 年間で毎年度実施する。

○その他特記事項

・上記処分方法にかかわらず、地域において再利用の需要が発生した場合は、各年度において対応する。

守谷市ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

・ 総学校数（市立小中学校）	13 校
・ 必要なネットワーク速度が確保されている学校数	5 校
・ 総学校数に占める割合（％）	38％

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けた計画

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

- ・ 令和 6 年度実施のネットワークアセスメントにより、課題特定、改善案検討を実施する。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

- ・ 令和 6 年度実施のネットワークアセスメントの結果を踏まえ、改善策実施に伴う費用の予算化を図り、令和 7 年度から対象校の改善を実施する。

（3）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決方法と実施スケジュール

- ・ 各通信事業者の回線提供状況により、インターネット接続回線を変更し、帯域確保を図る
- ・ 令和 7 年度中にインターネット接続回線の変更が困難な場合は、インターネット回線を冗長化し、接続台数の分散により回線の負荷軽減を図る

報 告	頁 数
2 号	5

守谷市校務 DX 計画

【現状】

守谷市では、「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」による自己点検の結果、校務の効率化やペーパーレス化等への取り組みについて、保護者との各種連絡、手続や教職員の会議、研修等でクラウドツールの活用等による成果をあげているが、一部では学校間で成果の格差が生じるとともに、クラウドツールの活用対象の拡大、FAX 利用の廃止、紙の提出書類や押印の見直し、校務支援システムのパブリッククラウド化等への対応が停滞しており、校務の効率化・完全なペーパーレス化へは課題が残っている状況である。

「GIGA スクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言を踏まえて、これらの課題について早急に解決に向けた検討が必要と捉えている。

【課題】

(1) クラウドツールの未活用

守谷市では、校務として、生徒の欠席・遅刻等に関する保護者とのやりとり、学校からのお便り等、学校と保護者を結ぶクラウドツールの活用を推進しており、学校内の資料等も共有しているが、校内サーバによる運用（校務支援システムはプライベートクラウドシステム）であり、教職員は、児童生徒の情報の取扱い、資料の作成や修正等は、学校内で行う必要がある。

(2) FAX でのやり取り・押印の見直し

教職員が学校や教育委員会に提出する事務手続きの一部はクラウド化されていないため、書類での提出となっており、責任者による押印等が必須なものあることから、ペーパーレス化を阻害する要因のひとつとなっている。

また、学校では FAX の利用を基本的に廃止する方針としているが、（事業者又は県・市教育委員会等）と FAX の利用が慣行として行われている状況のため、廃止できない状況である。

(3) 校務支援システムのパブリッククラウド化

守谷市では、校務支援システムについて、VPN 回線を使用したプライベートクラウドシステムとして利用しているため、インターネット接続回線とは別に

報 告	頁 数
2 号	6

回線経費が生じ、また、教職員が学校外で利用することはできない。

今後は、ネットワークの統合を含めたパブリッククラウド上で運用できる次世代型校務支援システムの検討が必要とされる。

【取組方針】

上記の現状と課題から、守谷市では、下記の通り校務DXの推進を図っていく。

(1) クラウドツールの整備・活用

校内サーバによる運用については、教職員が学校外で一定の業務が行えるよう、ネットワーク構成の検討を含め、クラウドツールの整備・活用を推進する。

(2) ペーパーレス化と FAX でのやり取り・押印の見直し

ペーパーレス化の推進により、単なる紙の削減にとどまらず、教職員の業務においても負担軽減を図る。

FAX は原則使用しない方針とし、事業者等とは FAX を使用しない対応ができないかを継続的に働きかけていく。

また、押印については、廃止や代替を区別し、押印をなくしていく。関係機関の制度によるものの場合、当該者と協議して見直しを図る。

(3) 校務支援システムのパブリッククラウド化

次期校務支援システムの選定にあたっては、パブリッククラウド上で運用できる次世代型校務支援システムを検討するとともに、校務での生成 AI の有効活用に向け、国のガイドラインに基づいた活用を推進し、好事例等の情報収集や講師を招いた研修を教職員向けに実施する。

また、校務系と学習系のネットワークを統合し教職員の端末を1台にすることや、地域の校務支援システムを共同調達することで、経費負担及び業務負担の軽減を検討する。

報 告	頁 数
2 号	7

守谷市 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1. 1 人 1 台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月）等を踏まえ、守谷市が目指す学びの姿として、「未来の教育もりやビジョン」として、児童生徒が社会の大きな変化を踏まえて、たくましく生きる力を身に付け、将来の夢に向かって自己実現できる自律的に学ぶ学習を目指す。具体的には、児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて、1 人 1 台端末・クラウドツールなどを活用できるようにし、計画的に情報活用能力を育成する。ICT 環境を充実させることで、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを支え、深い学びを実現する。

2. GIGA 第 1 期の総括

守谷市では、これまで 1 人 1 台端末の整備と共に、校内などの通信ネットワークの整備を進めてきた。また、ICT 支援員の助言の基、授業での活用も進んでおり、児童生徒同士で意見交換を行い、問題解決に取り組むといったことも行われている。一方で、教職員の ICT を活用した指導する能力については、教職員の意識・スキルといった面で学校内又は学校間での格差があったため、授業の充実や、校務の効率化を図るための各種アプリケーション研修を推進した。その結果、教員の ICT 教育活用指導力調査では、児童生徒が学習に ICT 機器を活用できるように指導できると回答した教職員が 9 割以上となっている。

今後、より一層 1 人 1 台端末の利活用を進めていくには端末、通信ネットワークや周辺環境等の整備に加え、情報活用能力育成について、小学校から中学校の 9 年間を体系的に育成できるようにし、教職員の ICT を活用した指導力の向上が必要と考えている。

3. 1人1台端末の利活用方策

端末の利活用を進めていくにあたり、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持していくと共に、1人1台端末の利活用方策として以下について検討していく。

守谷市で目指す、「自律的に学ぶ学習者」を育成するには、自己の学びを計画したり、振り返ったりしながら、自分に合った学びをデザインする力を育む必要がある。1人1台端末を活用し、学習ログの収集や生成AIを活用した自己分析などの環境を整備していく。

児童生徒の学習状況や心理的な状況をデータとして分析し、教職員が指導に活用したり、心理的に不安を抱えている児童生徒が外部機関とつながる環境や、不登校児童生徒の学びの場を確保し、相談したい、学びたいと思った時にすぐに行動に移せる環境を整える。

教職員向けのICT活用研修を設け、受講率を100%にすることに加え、教職員の理解度に合わせてICT支援員の協力体制を整備する。具体的には、教職員向けにクラウドを活用した授業の研修を実施し、共同編集や他者参照の学びを教職員が実際に体験し、ICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びを授業で行うことができるようにする。

実践事例や先進的取組などの調査に加え、域外の取組についても意見交換が出来るよう取組む。

報告第3号

令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について

守谷市総合教育支援センター運営規則第6条により、「教育長はふさわしい職員を教育委員会に推薦するもの」とされている。また、規則改正により第6条3項により「教育長は、指導主事の中からセンター長を任命するものとする」とされていることから、下記のことをセンター職員として採用します。

報告第4号

守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）についてのパブリック・コメント実施結果について

上記について、令和7年1月15日～令和7年2月14日まで、パブリック・コメントを実施しましたので、別紙のとおり報告いたします。

令和7年2月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者
河原 健

報告	頁数
4号	1